

阿蘇火山広域避難計画 新旧対照表（令和5年1月）

修正前	修正後	頁
<p><b>第1編 総論</b></p> <p>第1章 広域避難計画の目的等 (省略)</p> <p>「熊本県地域防災計画」の「第38節 阿蘇火山噴火対策」では阿蘇山の火山活動が活発化した際の避難計画の策定等の対策については、協議会での協議を踏まえ、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組むべき対策が推進するとされている。</p> <p>第2章 広域避難計画の位置づけ等</p> <p>1 本計画の位置づけ</p> <p>本計画では、噴火警戒レベル4、5が発表された際の市町村の区域を越える広域的な避難を行う場合の基本的な事項を示し、本計画を円滑に実施するための具体的な事項については、協議会が、関係市町村、関係機関とともに行動計画等を別途策定する。</p>	<p><b>第1編 総論</b></p> <p>第1章 広域避難計画の目的等 (省略)</p> <p>「熊本県地域防災計画」の「<b>第4編 阿蘇火山噴火対策編</b>」では阿蘇山の火山活動が活発化した際の避難計画の策定等の対策については、協議会での協議を踏まえ、県及び関係市町村等が連携しながら、各自の取り組むべき対策が推進するとされている。</p> <p>第2章 広域避難計画の位置づけ等</p> <p>1 本計画の位置づけ</p> <p>本計画では、噴火警戒レベル4、5が発表された際の市町村の区域を越える広域的な避難を行う場合の基本的な事項を示し、<b>広域避難</b>を円滑に実施するための具体的な事項については、協議会が、関係市町村、関係機関とともに行動計画等を別途策定する。</p>	<p>1</p>

平成19年12月1日運用開始

### 阿蘇山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,400年前：溶岩流が特島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される。 <b>過去事例</b> 1958年6月：火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達 ●火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口閉塞等により噴石飛散が予想される。 <b>噴石飛散の過去事例</b> 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し火口から概ね1km以内に噴石飛散。 <b>過去事例</b> 1977年7月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 1957年12月：噴石が第一火口から約700mまで飛散 1953年4月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 ●小噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火
			1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり。

注1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
注2）レベル1～3は中岳第一から第七火口及び砂ヶ原ヶ岳で発生する噴火を想定している。これ以外の場所が発生する噴火については、今後ハザードマップ検討会で具体的な検討を定め反映させる予定。  
注3）噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。  
各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。  
■最新の噴火警戒レベルは気象庁でもご覧いただけます。  
http://www.jma.go.jp/jma/index.html

気象庁  
Japan Meteorological Agency  
平成28年4月

表1 阿蘇山の噴火警戒基準

平成19年12月1日運用開始

### 阿蘇山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし 約2,000年前：溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：溶岩流が住生岳から約5kmまで到達 約3,400年前：溶岩流が特島岳から約6kmまで到達 約4,800年前：溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降：溶岩流が赤水付近まで到達（流出火口は不明）
			4（避難者等）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし
	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	●火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される。 <b>過去事例</b> 1958年6月：火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達 ●火口から概ね2km以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口閉塞等により噴石飛散が予想される。 <b>噴石飛散の過去事例</b> 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2kmまで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3kmまで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2kmまで飛散
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山者は火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 <b>過去事例</b> 1977年7月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 1957年12月：噴石が第一火口から約700mまで飛散 1953年4月：噴石が第一火口から約800mまで飛散 ●小噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火
			1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生の可能性あり。

注1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。  
注2）レベル1～3は中岳第一から第七火口及び砂ヶ原ヶ岳で発生する噴火を想定している。これ以外の場所が発生する噴火については、今後ハザードマップ検討会で具体的な検討を定め反映させる予定。  
注3）噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。  
各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。  
■最新の噴火警戒レベルは気象庁でもご覧いただけます。  
https://www.jma.go.jp/jma/index.html

気象庁  
Japan Meteorological Agency  
令和3年12月

表1 阿蘇山の噴火警戒基準

2 本計画における用語の定義等

(2) 火口周辺市町村と外輪山周辺市町村

協議会を構成する阿蘇市、高森町、南阿蘇村を「火口周辺市町村」、外輪山の周辺に位置し、火口周辺市町村の避難者を受け入れる菊池市、大津町、南小国町、小国町、西原村、産山村、山都町を「外輪山周辺市町村」という。



図2 外輪山周辺市町村への広域避難のイメージ

2 本計画における用語の定義等

(2) 火口周辺市町村と外輪山周辺市町村

協議会を構成する阿蘇市、高森町、南阿蘇村を「火口周辺市町村」、外輪山の周辺に位置し、火口周辺市町村の避難者を受け入れる菊池市、大津町、南小国町、小国町、西原村、産山村、山都町、**大分県竹田市**、**宮崎県高千穂町**を「外輪山周辺市町村」という。

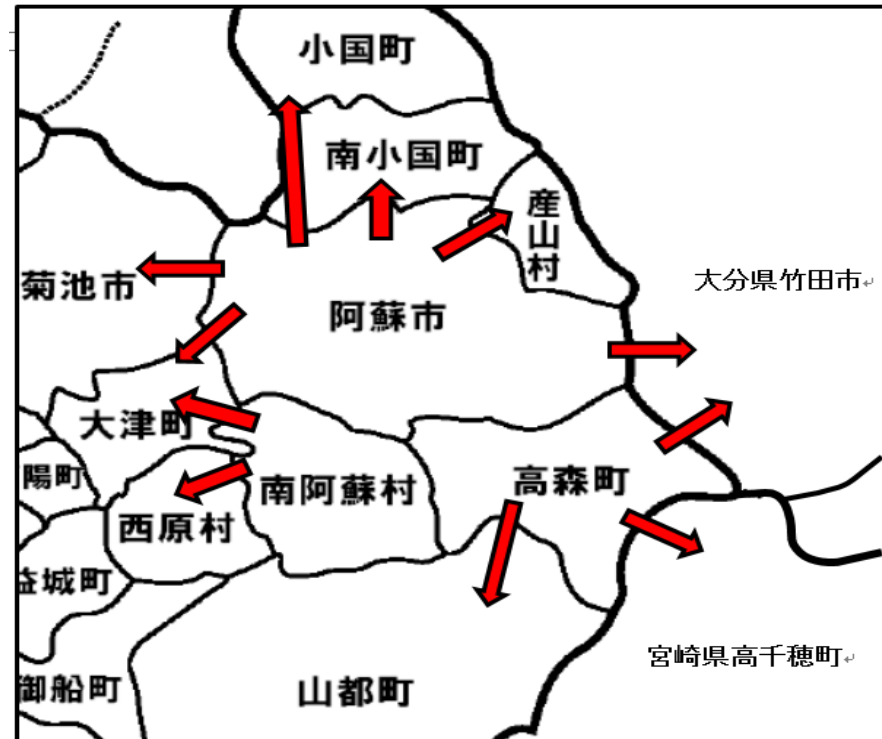


図2 外輪山周辺市町村への広域避難のイメージ

3

4

## 第2編 広域避難計画

### 第1章 基本方針

#### 1 広域避難の実施体制

広域避難の実施においては、避難実施市町村が、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令、伝達、避難誘導等を実施する。受入市町村は受入避難所及び一時集結地を開設する等、避難実施市町村の支援を行う。

#### 2 広域避難の対象とする火山現象 (省略)

市町村名	指定（公示済）箇所数	
	警戒区域	特別警戒区域
阿蘇市	257	234
南阿蘇村	109	98
高森町	114	111

表2 土砂災害警戒区域指定（公示済）箇所数  
(平成30年4月24日指定分迄)

#### 3 避難勧告等発令基準

避難実施市町村は、原則として、気象庁から噴火警戒レベル4が発表された場合は、影響想定範囲に避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難準備」という。）、噴火警戒レベル5が発表された場合は、避難対象エリアに避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発令する。

噴火警戒レベル4、5が発表される前に突発的噴火が発生した場合、噴火直後は、噴火規模、状況の把握が難しく、避難対象エリアが設定できないため、影響想定範囲内に避難準備を発令する。または、気象庁をはじめ

## 第2編 広域避難計画

### 第1章 基本方針

#### 1 広域避難の実施体制

広域避難の実施においては、避難実施市町村が、**高齢者等避難、避難指示**の発令、伝達、避難誘導等を実施する。受入市町村は受入避難所及び一時集結地を開設する等、避難実施市町村の支援を行う。

#### 2 広域避難の対象とする火山現象 (省略)

市町村名	指定（公示済）箇所数	
	警戒区域	特別警戒区域
阿蘇市	257	234
南阿蘇村	109	98
高森町	114	111

表2 土砂災害警戒区域指定（公示済）箇所数  
(令和4年8月2日指定分迄)

#### 3 **避難指示**等発令基準

避難実施市町村は、原則として、気象庁から噴火警戒レベル4が発表された場合は、影響想定範囲に**高齢者等避難**、噴火警戒レベル5が発表された場合は、避難対象エリアに**避難指示**を発令する。

噴火警戒レベル4、5が発表される前に突発的噴火が発生した場合、噴火直後は、噴火規模、状況の把握が難しく、避難対象エリアが設定できないため、影響想定範囲内に**高齢者等避難**を発令する。または、気象庁をはじめとする関係機関の観測結果と避難施設や避難経路の被災状況等を考慮し、必

とする関係機関の観測結果と避難施設や避難経路の被災状況等を考慮し、必要に応じて避難対象エリアを設定し、避難勧告等を発令する。

火山現象によって、影響想定範囲と避難対象エリア、避難勧告等を発令する時期が異なるため、個別火山現象の特性を踏まえた影響想定範囲と避難対象エリア、避難勧告等発令基準を第2章に定める。

	噴火警戒レベル等		
	4	5	発表前の突発的噴火
避難準備	○ (影響想定範囲)	△ (影響想定範囲)	○ (影響想定範囲)
避難勧告等		○ (避難対象エリア)	○ (避難対象エリア)

○：発令 △：状況に応じて発令 ( )は発令対象範囲

表3 避難勧告等発令基準

#### 4 避難先

避難実施市町村が広域避難を実施する場合の避難先は、火山活動の状況等により、火口周辺市町村の範囲内で検討し、火口周辺市町村内での避難のみでは住民の安全確保が困難であると考えられる場合には、外輪山周辺市町村を避難先とする。

要に応じて避難対象エリアを設定し、**避難指示**を発令する。

火山現象によって、影響想定範囲と避難対象エリア、**避難指示等**を発令する時期が異なるため、個別火山現象の特性を踏まえた影響想定範囲と避難対象エリア、**避難指示等**発令基準を第2章に定める。

	噴火警戒レベル等		
	4	5	発表前の突発的噴火
<b>高齢者等避難</b>	○ (影響想定範囲)	△ (影響想定範囲)	○ (影響想定範囲)
<b>避難指示</b>		○ (避難対象エリア)	○ (避難対象エリア)

○：発令 △：状況に応じて発令 ( )は発令対象範囲

表3 **避難指示等**発令基準

#### 4 避難先

避難実施市町村が広域避難を実施する場合の避難先は、火山活動の状況等により、火口周辺市町村の範囲内で検討し、火口周辺市町村内への避難のみでは住民の安全確保が困難であると考えられる場合には、外輪山周辺市町村を避難先とする。

**なお、噴火の規模や日常の生活圏等を考慮し、火口周辺市町村への避難ではなく、外輪山周辺市町村へ直接避難する場合もある。**

<p>第2章 火山現象別の影響想定範囲と避難対象エリア、避難勧告等発令基準の整理</p> <p>本計画で検討対象とする火山現象（溶岩流・降灰・降灰後土石流）について、影響想定範囲と避難対象エリア、避難勧告等発令基準を定める。</p> <p>避難実施市町村は、本章で定める影響想定範囲と避難対象エリア、避難勧告等発令基準を考慮し、避難勧告等の発令を行う。</p> <p>1 溶岩流</p> <p>(2) 避難勧告等発令基準・段階的避難の流れ (省略)</p> <p>ア 噴火前 避難対象エリアにおいて避難準備の発令。</p> <p>イ 噴火開始直後 避難対象エリアにおいて避難準備の発令。</p> <p>ウ 噴火後 避難対象エリアにおいて避難勧告等の発令。</p> <p>2 降灰</p> <p>(2) 避難勧告等発令基準・段階的避難の流れ (省略)</p> <p>ア 噴火前 影響想定範囲において避難準備の発令。併せて、屋内退避の準備の呼び掛けを実施。</p> <p>イ 噴火開始直後 影響想定範囲において避難準備の発令。降灰が確認された地域において屋内退避の呼び掛けを実施。</p>	<p>第2章 火山現象別の影響想定範囲と避難対象エリア、<b>避難指示</b>等発令基準の整理</p> <p>本計画で検討対象とする火山現象（溶岩流・降灰・降灰後土石流）について、影響想定範囲と避難対象エリア、<b>避難指示</b>等発令基準を定める。</p> <p>避難実施市町村は、本章で定める影響想定範囲と避難対象エリア、<b>避難指示</b>等発令基準を考慮し、<b>避難指示</b>等の発令を行う。</p> <p>1 溶岩流</p> <p>(2) <b>避難指示</b>等発令基準・段階的避難の流れ (省略)</p> <p>ア 噴火前 避難対象エリアにおいて<b>高齢者等避難</b>の発令。</p> <p>イ 噴火開始直後 避難対象エリアにおいて<b>高齢者等避難</b>の発令。</p> <p>ウ 噴火後 避難対象エリアにおいて<b>避難指示</b>の発令。</p> <p>2 降灰</p> <p>(2) <b>避難指示</b>等発令基準・段階的避難の流れ (省略)</p> <p>ア 噴火前 影響想定範囲において<b>高齢者等避難</b>の発令。併せて、屋内退避の準備の呼び掛けを実施。</p> <p>イ 噴火開始直後 影響想定範囲において<b>高齢者等避難</b>の発令。降灰が確認された地域において屋内退避の呼び掛けを実施。</p>	<p>9</p>
--	--	----------

<p>ウ 噴火後（避難対象エリア設定後） 避難対象エリアにおいて避難勧告等の発令（避難対象エリア外の避難所等への避難）。</p> <p>3 降灰後土石流 （2）避難勧告等発令基準・段階的避難の流れ 気象庁が発表する気象情報で一定の降雨が見込まれる場合に避難する。 国土交通省の緊急調査の結果により土砂災害緊急情報（土砂災害による被害が想定される雨量基準等）が通知された場合、避難実施市町村は、その雨量基準に基づき避難勧告等を発令する。</p> <p>ア 噴火前 避難対象エリア（全域）において避難準備の発令。</p> <p>イ 噴火開始直後 （ア）降雨前 避難対象エリア（全域）において避難準備の発令。 （イ）降雨のおそれ・降雨後 気象庁が発表する気象情報で一定の降雨が見込まれる場合は避難勧告等の発令。</p> <p>ウ 噴火後（土砂災害緊急情報発表後） 避難対象エリア（土砂災害緊急情報で被害が想定される区域）において、気象庁が発表する気象情報で、被害が想定される雨量基準に達する降雨が見込まれる場合は避難勧告の発令。</p>	<p>ウ 噴火後（避難対象エリア設定後） 避難対象エリアにおいて避難指示の発令（避難対象エリア外の避難所等への避難）。</p> <p>3 降灰後土石流 （2）避難指示等発令基準・段階的避難の流れ 気象庁が発表する気象情報で一定の降雨が見込まれる場合に避難する。 国土交通省の緊急調査の結果により土砂災害緊急情報（土砂災害による被害が想定される雨量基準等）が通知された場合、避難実施市町村は、その雨量基準に基づき避難指示等を発令する。</p> <p>ア 噴火前 避難対象エリア（全域）において高齢者等避難の発令。</p> <p>イ 噴火開始直後 （ア）降雨前 避難対象エリア（全域）において高齢者等避難の発令。 （イ）降雨のおそれ・降雨後 気象庁が発表する気象情報で一定の降雨が見込まれる場合は避難指示の発令。</p> <p>ウ 噴火後（土砂災害緊急情報発表後） 避難対象エリア（土砂災害緊急情報で被害が想定される区域）において、気象庁が発表する気象情報で、被害が想定される雨量基準に達する降雨が見込まれる場合は、避難指示の発令。</p>	<p>10</p>
---	--	-----------

### 第3編 広域避難対策

#### 第1章 広域避難者の受入れに係る基本事項

##### 1 広域避難の実施手順

##### (3) 避難勧告等の発令

避難実施市町村は、避難勧告等を発令すると同時に、広域避難者に、受入避難所、一時集結地を示す。受入市町村は受入避難所、一時集結地を開設する。

##### 2 広域避難者の受入先

##### (2) 外輪山周辺市町村への避難

(省略)

火口周辺市町村	受入市町村
阿蘇市	菊池市、大津町、南小国町、小国町、産山村
南阿蘇村	大津町、西原村、山都町
高森町	山都町

表4 火口周辺市町村と受入市町村

### 第3編 広域避難対策

#### 第1章 広域避難者の受入れに係る基本事項

##### 1 広域避難の実施手順

##### (3) 避難指示等の発令

避難実施市町村は、避難指示等を発令すると同時に、広域避難者に、受入避難所、一時集結地を示す。受入市町村は受入避難所、一時集結地を開設する。

##### 2 広域避難者の受入先

##### (2) 外輪山周辺市町村への避難

(省略)

火口周辺市町村	受入市町村
阿蘇市	菊池市、大津町、南小国町、小国町、産山村、大分県竹田市
南阿蘇村	大津町、西原村
高森町	山都町、大分県竹田市、宮崎県高千穂町

表4 火口周辺市町村と受入市町村

1 1

1 2



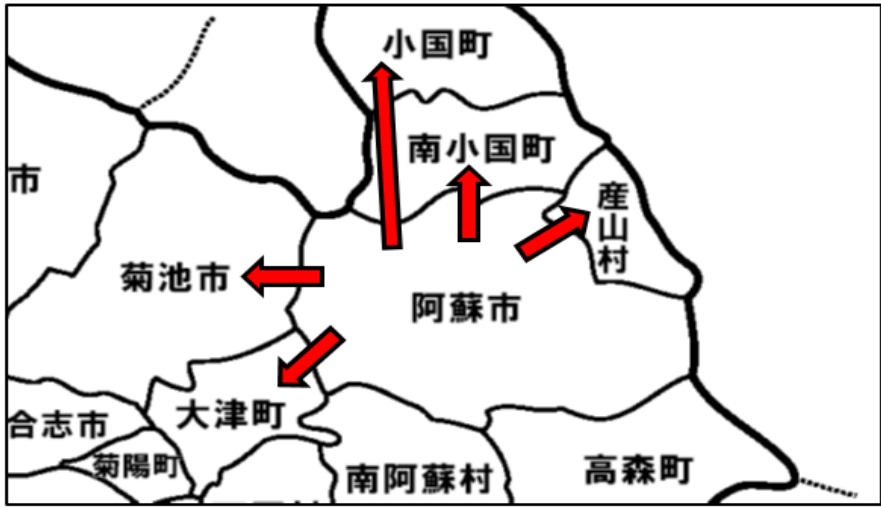


図5 阿蘇市の受入市町村（外輪山周辺市町村）

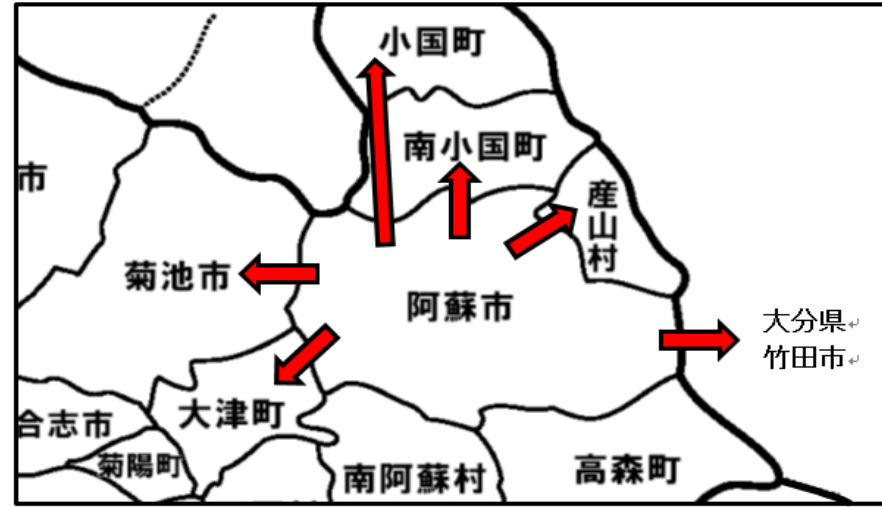


図5 阿蘇市の受入市町村（外輪山周辺市町村）



図6 南阿蘇村、高森町の受入市町村（外輪山周辺市町村）



図6 南阿蘇村、高森町の受入市町村（外輪山周辺市町村）

<p>第5章 避難所等の開設・運営</p> <p>1 一時終結地及び受入避難所の開設</p> <p>(1) 避難実施市町村の対応</p> <p>イ 広域避難の準備</p> <p>避難実施市町村は、広域避難の可能性が高まった場合、広域避難の可能性のある広域避難対象者数を把握し、火山活動の状況及び道路状況等を考慮した上で、受入市町村と調整し、避難先となる受入市町村を決定する。</p> <p>その後、避難先となる受入市町村と調整し、受入避難所を決定する。また、必要に応じて一時集結地を決定する。</p> <p>避難勧告等の発令と同時に、広域避難者に対し、受入避難所又は一時集結地を指示する。</p> <p>(2) 受入市町村の対応</p> <p>ウ 広域避難の開始後</p> <p>受入市町村は、避難実施市町村の避難勧告と同時に、決定した一時集結地及び受入避難所を開設する。その後、受入避難所ごとの広域避難者を把握し、県へ報告する。</p>	<p>第5章 避難所等の開設・運営</p> <p>1 一時終結地及び受入避難所の開設</p> <p>(1) 避難実施市町村の対応</p> <p>イ 広域避難の準備</p> <p>避難実施市町村は、広域避難の可能性が高まった場合、広域避難の可能性のある広域避難対象者数を推計し、火山活動の状況及び道路状況等を考慮した上で、受入市町村と調整し、避難先となる受入市町村を決定する。</p> <p>この際、広域避難者の生活圏等を考慮し、火口周辺市町村への避難だけでなく、外輪山周辺市町村への避難も検討する。</p> <p>その後、避難先となる受入市町村と調整し、受入避難所を決定する。また、必要に応じて一時集結地を決定する。</p> <p>避難指示等の発令と同時に、広域避難者に対し、受入避難所又は一時集結地を指示する。</p> <p>(2) 受入市町村の対応</p> <p>ウ 広域避難の開始後</p> <p>受入市町村は、避難実施市町村の避難指示発令と同時に、決定した一時集結地及び受入避難所を開設する。その後、受入避難所ごとの広域避難者を把握し、県へ報告する。</p>	<p>1 5</p>
<p>第7章 家畜対策</p> <p>避難実施市町村は、各市町村の畜産事業者の実態（事業者数、畜種別頭羽数）を把握し、平常時から、畜産事業者、県と協力し、家畜被害への対策を検討する。</p> <p>避難実施市町村は、畜産事業者と連携し、家畜の避難を実施する場合に備え、家畜の避難先、輸送業者等との協定等による輸送手段の確保に努める。</p>	<p>第7章 家畜対策</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>広域避難の実施に当たっては、避難対象エリア内の畜産事業者が円滑に避難できるよう、家畜対策について検討する。</p>	<p>1 6</p>

## 2 避難実施市町村の対応

避難実施市町村は、各市町村の畜産事業者の実態（事業者数、畜種別頭羽数）を把握し、平常時から、畜産事業者、県と協力し、**広域避難をする際の家畜対策について検討する。**

**家畜避難については、基本的に各畜産事業者が対応するが、畜産事業者での対応が困難な場合に備え、**避難実施市町村は、畜産事業者と連携し、家畜の避難先、輸送業者等との協定等による輸送手段の確保に努める。